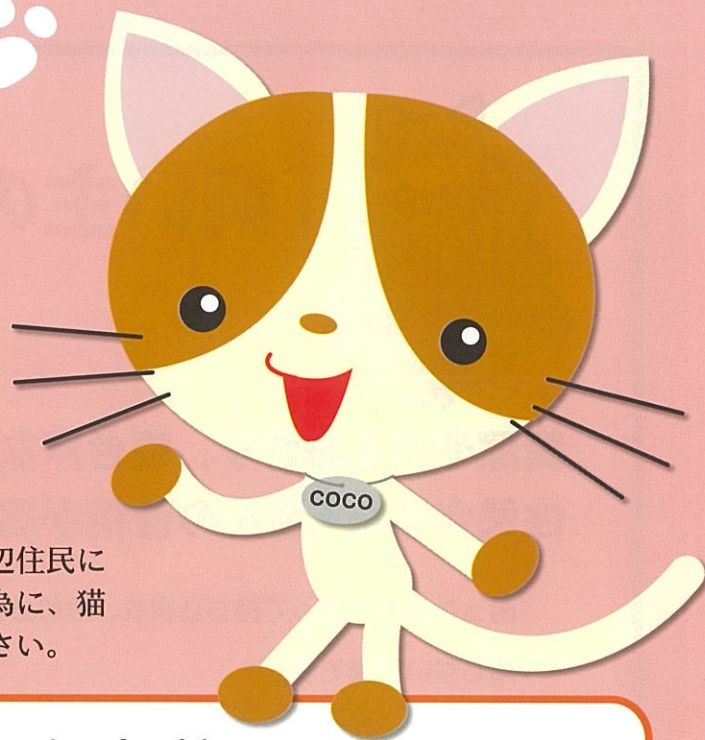


猫の 飼い主の 皆さまへ



猫を飼う時には、猫にとっても、飼い主にとっても、周辺住民にとっても住みよい環境に配慮することが必要です。その為に、猫の飼い主としての義務と責任を認識して、飼育してください。

飼 い 主 の 義 務 と 責 任

1. 最期まで飼う。

命ある生き物、皆の迷惑にならないよう責任と、愛情を持って一生涯飼いましょう。天寿を全うできるよう、病気などに注意して最期まで飼いましょう。

2. 猫を捨てる行為は犯罪です。

猫を捨てることは『動物の愛護及び管理に関する法律』によって禁止されています。違反した場合は罰金が科せられます。

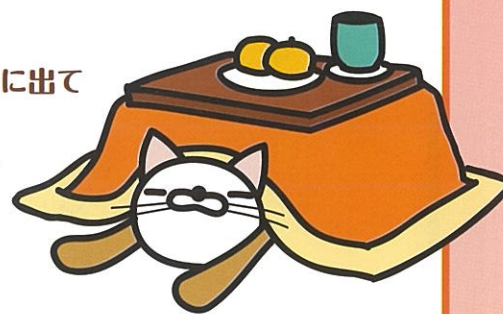


3. 避妊・去勢手術をする。

飼い主さんは、引き取り手のいない不幸な猫を増やさないう、繁殖制限に努めなければなりません。また、オスは去勢手術をすることにより、発情期の鳴き声、尿スプレーによるマーキングが減り、オス・メスともに手術により猫自身の生殖器系の病気が予防でき、繁殖期の鳴き声が少なくなります。

4. 迷子札など身元表示の札を付ける。

身元表示が無い猫は、飼い猫かどうかわかりません。誤って家の外に出してしまった場合にも、連絡先がわかれば帰れる可能性があります。飼い主はいなくなった猫を探す義務があります。うっかり家を出てきてしまった猫も家に帰りたいのです。



5. 屋内で飼う。

屋外には、交通事故や猫同士のケンカ、病気に感染し命を落とす等の危険があります。猫は一定のテリトリーが与えられ、上下運動ができれば室内飼育が可能です。飼い始めたら室内飼育に慣らしましょう。また屋内飼育することによって、猫による糞尿被害・器物損壊等の近所トラブルも防げます。

6. ノミやダニの予防をする。

ノミやダニは大量に寄生すると、病気や貧血になることがあります。また、人間にも吸血による痒みの他、病気をうつすことがあります。





「飼い主のいない猫」 について



糞尿やゴミあさり、鳴き声など被害により、地域で問題が生じ、住民からたくさんの苦情が寄せられています。

困った住民によって持ち込まれ、殺処分になる猫の多くは、生後間もない子猫です。

殺すのは『かわいそう』しかし、猫に関する被害で困っている。一体、どうすればいいのでしょうか？

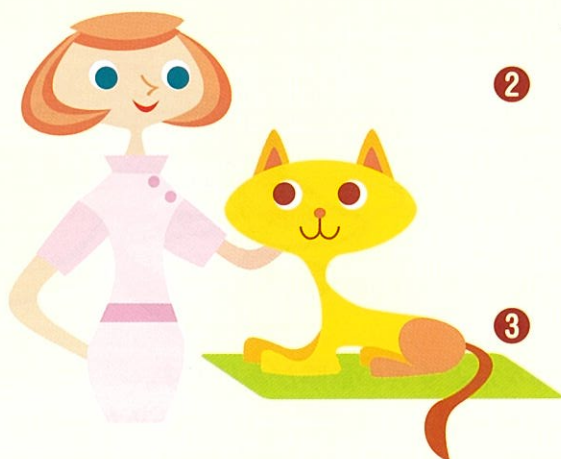


解決方法の一つに『地域猫活動』があります。

『飼い主のいない猫』によるトラブルを減らし、地域環境を改善しつつ、数年かけて最終的に一定地域の飼い主のいない猫をいなくする取り組みです。

この活動には、猫好きな方・嫌いな方も含む地域住民、問題解決に取り組むボランティアなど、人と猫が共生できる地域づくりの為に、地域の皆さんの協力と理解が不可欠です。

具体的な方法



① 一定の地域に住む『飼い主のいない猫』の避妊・去勢手術をする

飼い主のいない猫の寿命は短く4～5年と言われます。子猫が生まれなければ徐々にですが確実に数が減ります。

② エサ場やトイレの設置と管理

エサを与える場所と時間を決め、一定の時間以外はかたづけると、猫がゴミを荒らすことが減ります。トイレを設置し、排泄物の除去、定期的な砂の交換などの管理により、至る所に糞尿をすることが減ります。

③ 『飼い猫』の飼い主さんへ

自分の飼い猫の管理は猫の適正飼養（裏面参照）を守って下さい。

●『地域猫活動』についての質問、相談は徳島県動物愛護管理センターまで
〒771-3201 徳島県名西郡神山町阿野字長谷 333 電話 088-636-6122

●行政では猫の捕獲はしていません。

法律により愛護動物とされる猫はみだりに殺したり傷つけることを禁じられています。
(犬とは扱いが異なる点をご注意下さい。)